

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月1日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第22号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項第5号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同項第10号中「施設等利用給付」の次に「並びに乳児等のための支援給付」を加える。

第92条第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第140条第3項第3号中「就労移行支援」を「就労選択支援」に、「又は同条第14項に規定する就労継続支援」を「、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援」に、「（以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）」を「以下この号において「障害福祉サービス事業」という。」に、「同条第25項」を「同条第28項」に改め、「号において同じ。）」の次に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令の定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）」を、「物品を」の次に「当該障害者支援施設等から」を加え、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項」に改め、「同条第2項に規定するシルバー人材センター」の次に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより

市長の認定を受けた者」を加え、「又は母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体」の次に「若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）」を加え、「当該母子・父子福祉団体」を「当該母子・父子福祉団体等」に改め、「から受ける契約」の次に「又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約」を加え、同項第4号中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2」を「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3」に、「普通地方公共団体の長」を「市長」に、「物品を買い入れる契約」を「物品を当該認定を受けた者から別に定める手続により買い入れ、若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から別に定める手続により新役務の提供を受ける契約」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。